

## 第6回 消費者行政推進会議 議事要旨

1. 日 時：平成20年4月23日（水）8：59～9：55
2. 場 所：総理大臣官邸4F大会議室
3. 出席者：
  - 委員（50音順）  
佐々木座長、川戸委員、阪田委員、佐野委員、島田委員、中村委員、中山委員、林委員、原委員、吉岡委員（以上、10名）
  - 政府  
福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官、岸田消費者行政推進担当大臣・内閣府特命担当大臣（国民生活）、西村内閣府大臣政務官、二橋内閣官房副長官（事務）他
4. 議事次第
  - ・組織形態のあり方及び消費者関係法の整備等について
5. 議事の経過

（1）冒頭、福田内閣総理大臣から、配布ペーパーに基づき、以下のとおり発言あり。

- 委員の皆さんからの示唆に富む、建設的な御意見に本当に感謝している。新たな組織の在り方について、5月中にはとりまとめを行っていただく予定であるが、このあたりで、私なりの新組織についての考え方を申し上げた方が、とりまとめの役に立つと思い、一言申し上げたい。
- お手元の「消費者庁（仮称）の創設に向けて」という紙を読んでもいただければ、私の考えは大方分かってもらえると思うが、ポイントは次の3点。
  - ① 消費者行政の司令塔として、消費者の安全安心に関わる問題について幅広く所管し、更に、政策全般にわたり消費者の視点から監視する、強力な権限を有する「消費者庁」（仮称）を来年度に立ち上げることとし、早急に準備作業に着手すること。
  - ② 従来の「生産者重視の考え方」からの脱却、縦割り行政による弊害の除去、すき間に落ちる問題への対応、被害者救済など、消費者の目線に立って、一元的にきめ細かな対応ができるような体制の整備を行うこと。
  - ③ 消費者と直接接することとなる地方の消費者行政の強化に向けて、国の支援を含め、抜本的な対策を講ずること。
- これに対し、色々のご意見もあるであろうし、詰めるべき点も多く残されている。

あと1ヵ月の時間しかないが、是非とも、精力的にご議論いただき、消費者を主役とする政府へと転換していくための新組織の姿について、とりまとめをしていただきたい。

○ 今後の議論に当たり考慮していただきたい、3つの留意点について申し上げたい。

- ① まず、第一は、「国民目線の消費者行政の充実強化は、地方自治そのものであることを忘れてはならない」ということ。消費者の声に真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくということは、地方分権の下で、地方自治体が地域住民に接する姿勢そのものであり、国民目線の消費者行政の推進は、「官」主導の社会から「国民が主役の社会」へと転換していくことでもある。霞が関に立派な「消費者庁」ができるだけでは何の意味も無く、地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていただければということになる。
- ② 第二は、「消費者庁の創設は、決して行政組織の肥大を招くものであってはならない」ということである。消費者の立場に立って強力な指導力を発揮する、機動的で賢い組織作りを目指していただきたい。消費者行政を総合的に取り扱う行政組織を作るということは、むしろ、各省の重複や、時代遅れの組織を整理することにもつながるものでなければならないと考えている。
- ③ 第三は、「新たな消費者行政の体制強化は、消費活動はもちろん、産業活動を活性化するものでなければならない」ということである。消費者の利益にかなうことは、企業の成長をもたらし、産業の発展につながるものである。今後の消費者行政は、消費者に安全安心を提供すると同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高め、産業界も安心して、新商品や新サービスを提供できるようにしなければならないと考えている。以上、今後の皆さんの議論の参考にさせていただければと思う。

(2) その後、町村内閣官房長官から、以下のとおり発言あり。

○ 総理の発言に関連し、3点補足したい。総理のお話は、長期的な行政のあり方について、消費者との関係を根本から変えるようなものだと思う。非常に画期的であるし、総理の強い意思を感じる。これは、委員の皆様の議論を踏まえたものであり、何としても実現していかないといけない。具体化が大変であり、岸田担当大臣にもご苦労をおかけするが、政府を挙げての大仕事である。秋の臨時国会がどうなるか分からないが、困難を乗り越えて、必要に応じ、秋の臨時国会に法案を出せるものは出して、政府を挙げて取り組み、来年度に消費者庁を作りたい。ある省庁が所管している法律を移管するというのは容易ではないが、総理のお考えを基にして進めていきたい。

(3) また、岸田消費者行政推進担当大臣から、以下のとおり発言あり。

- 福田総理から、新組織のあり方について、具体的な方向性が示され、今後、推進会議での議論も加速されると期待している。総理のご発言内容を踏まえて、更に検討を続けていただきたい。福田総理から、来年度から消費者庁を立ち上げるとのお話があった。そのため、この推進会議で議論をとりまとめをいただいたならば、政府としては直ちに、どのような法案をどの国会に提出していくか、また、来年度予算に向け、どのような概算要求を行っていくか等の方針を盛り込んだ、「基本計画」を閣議決定することが必要と考える。そして、「基本計画」に沿って、関連法案を秋の臨時国会に提出する方向で検討していかなければならない。引き続き指導をよろしく願いたい。

(4) 佐々木座長より提出資料（資料1参照）について、説明。その後、阪田委員、佐野委員、林委員、原委員から、委員提出資料（資料2参照）について説明の後、自由討議が行われた。主な意見は以下のとおり。

- 総理のペーパーは、自分の思ったとおりの内容で嬉しい。地方の疲弊した現場で頑張っている人たちや消費者団体が非常に喜ぶ話であり、まさに「消費者革命」というにふさわしいもの。本日の総理の話は、まずは総理から「こうしたい」という話を出してもらわないと紛糾していく、即ち、棟梁に従来型の戸建住宅を作るのか近代的な高層住宅を作るのか決めてもらって、その上で、自分たちがその住宅を支えるために、柱の太さをどうするのか、壁の厚さをどうするのか議論するということだと思う。近代的な高層住宅を作れという指示だと思うが、高層住宅が小型の建物にならないようにしたい。
- 総理のペーパーは、総理の指導力を示すものであり、画期的。また、大きなインパクトを持つものである。ペーパーの1にある、安全安心に関わる問題という部分には、消費者利益の増進という言葉を追加してほしい。食品安全も重要だが、併せて医療、保育、介護、通信、教育など様々な分野が関わり、こうしたサービス消費が消費者行政では重要。また、勧告を機能させるためには、情報を集めて、専門能力を高めることが重要であり、そのためにも、利益の増進の観点を入れると生きてくる。
- 国民目線の消費者行政は地方自治そのものという部分はそのとおり。地方において、消費者行政への資源配分が少ないのは、首長の考え方によるが、国の支援面で工夫をして、消費者行政にインセンティブがあるような形にしたらい。
- 総理の強い決意をいただき、ありがたい。総理が言及された3つの留意点についても、是非実行してほしい。消費者庁は、消費者利益のために強い権限を持ち、消費者の声を政策に直結するような仕組みを担保すべき。法律については、共管はできるだけ少

なくして、きちんとした法律の移管を書き込まないと、新しい組織ができなかったねとメディアは流れがち。スクラップ&ビルドでやらないと、新組織ができてよかったとはならない。また、時間が限られているので、ワーキンググループなどでもっと具体的にどういう法律の移管を行うかなど、しっかり詰めることが必要。そうした会合を検討してもらいたい。

- 総理ペーパーの4と5で触れられている地方の消費者行政の強化が非常に重要。消費生活センターをもっと充実強化すべき。相談員の95%が非常勤で、雇用形態も1年ごとでは、専門性を持たず、機能的に消費者行政をやるのは困難。地域の自治体ごとにばらつきが大きく、大きな自治体と小さな自治体で差が大きい。これでは、現場から国民生活全般に関する情報が消費者庁に入っていない。予算の充実を図るべき。
- 総理のペーパーには感銘を受けた。このように国の姿勢を明確にすると、地方で消費者行政に関心を持って、努力してきた人たちに対してメッセージになる。
- 一元的窓口と新組織に関する資料については、やや違和感がある。基礎自治体である市町村の消費生活センターが一義的な役割を果たすという考え方を明確にすべきであり、それらを都道府県の消費生活センターが支援するのがイメージに叶う。そのように市町村と都道府県が一体となって、消費者行政に当たるのが基本。国と地方の双方が責任を持つということを法的に位置づけて、基盤整備を行うこととし、国と地方が一体となって情報収集が行えるよう、財政的支援を行っていくことを定めたらよい。そうした仕組みを作れば、これまで光が当たらず、辛く、地道にやってきた消費者行政は、トップが変わることによって、光が当たるものとして、大きく変わる。

**(5) 最後に、福田内閣総理大臣から、以下のとおり発言あり。**

- 本日も、大変貴重なご意見をいただいた。委員の皆様のお知恵をお借りしながら、消費者庁の創設に向けて、これから各省折衝をしないといけないが、内閣を挙げて取り組むことにしたい。ついては、明後日の閣僚懇において、全閣僚に協力を要請することにしたい。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性があり）]